

街づくり推進地区における建築行為等の届出について

町田市は、「住みよい街づくり条例」に基づき、地区街づくりプラン（計画）を策定し、街づくり推進地区に指定した区域内において、建築行為等の誘導を行っています。

以下の街づくり推進地区の区域内については、市長に建築行為等（建築物の新築等及び外観の変更並びに土地の区画形質の変更）に関する届出が必要です。

1. 届出対象地区、基準日及び項目

地区	基準日	項目
鶴川平和台地区	2013年5月1日から届出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の用途の制限 ・建築物等の高さの最高限度 ・敷地面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・その他（詳細については地区街づくりプランを確認）
小田急金森泉地区	2014年5月21日から届出が必要です。	
つくし野三丁目地区	2019年10月25日から届出が必要です。	

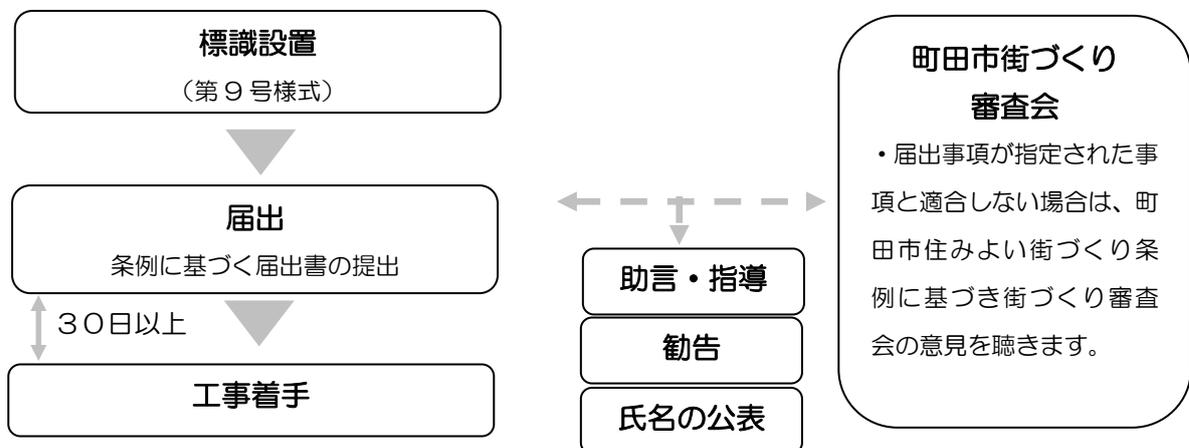
2. 届出に必要な書類（正副2部提出）

- ・第8号様式（表面、裏面）
- ・第9号様式の写し
- ・第9号様式の標識設置写真（近景、遠景）
（掲示内容が読み取れるもの。他の様式は不可）
- ・委任状（事業者以外の者が届出をする場合）
- ・現況図（標識設置位置を描き込み）
- ・配置図
- ・平面図（建築物及び工作物に係る届出の場合）
- ・立面図、断面図（建築物及び工作物に係る届出の場合）
- ・その他、地区の届出項目が確認できる図面等
- ・土地の公図及び登記簿の全部事項証明書等（敷地が過小宅地の場合）

標識設置について

- 地面から標識の下端までの高さが概ね1メートルとなるように設置してください。
- 建築敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれ設置が必要です。

3. 届出の流れ



問い合わせ先 町田市都市づくり部土地利用調整課

Tel. 042-724-4256（直通）